

[様式第 3 号]

資料提供年月日	平成 29 年 5 月 11 日	
問い合わせ先	課 名	下水道河川計画課
	電 話	直通 803・1499 内線 4970、4980
担 当 者	職名・氏名 職名・氏名	課長 山川 圭一 河川防災担当課長 瀬島 和憲

広 報 連 絡

＜市長定例記者会見資料＞

1 件 名

梅雨・台風・ゲリラ豪雨など大雨への備え

2 趣 旨

梅雨、台風、ゲリラ豪雨の季節を迎え、それらに向けた備えを実施するとともに、浸水対策に向けた新たな取組みを始めます

3 内 容

別紙資料のとおり

4 備 考

別紙資料にある訓練等への取材を希望される場合は、上記『問い合わせ先』までご連絡ください。

梅雨、台風、ゲリラ豪雨の季節を迎え、それらに向けた備えを実施するとともに、浸水対策に向けた以下の取組みを始めます

I 下水道・河川施設などの点検・操作訓練を行い、降雨時の対応に万全を期します

- ①雨水ポンプ場の点検及び試運転
- ②雨水ゲート等の点検及び操作訓練
- ③河川堤防のパトロール
- ④土砂災害危険箇所の点検

II 浸水被害の予防・軽減のための効果的なハード・ソフト対策を推進しています

- ⑤浸水対策特別事業の取組み
- ⑥津島地区雨水ゲートの遠隔操作化

III 「岡山市浸水対策の推進に関する条例」の施行に併せて新たな取り組みを始めました

- ⑦小学校への雨水貯留タンク設置
- ⑧雨水貯留タンク設置助成制度の開始

様々な施策を総動員して、市民の安全・安心を確保します

①雨水ポンプ場の点検及び試運転

1. 目的

常に安定して雨水を排除するため、職員等によるポンプ施設の点検及び試運転を実施。

2. 実施時期

5月1日(月)～5月31日(水)

3. 取材対応

- 日時：5月17日(水) 14:00
- 場所：浦安ポンプ場(岡山市南区築港栄町10番2号)

4. 主な点検内容

- 雨水ポンプを稼働させるエンジン・主ポンプ・補機類の点検
- 職員等による運転状況の確認

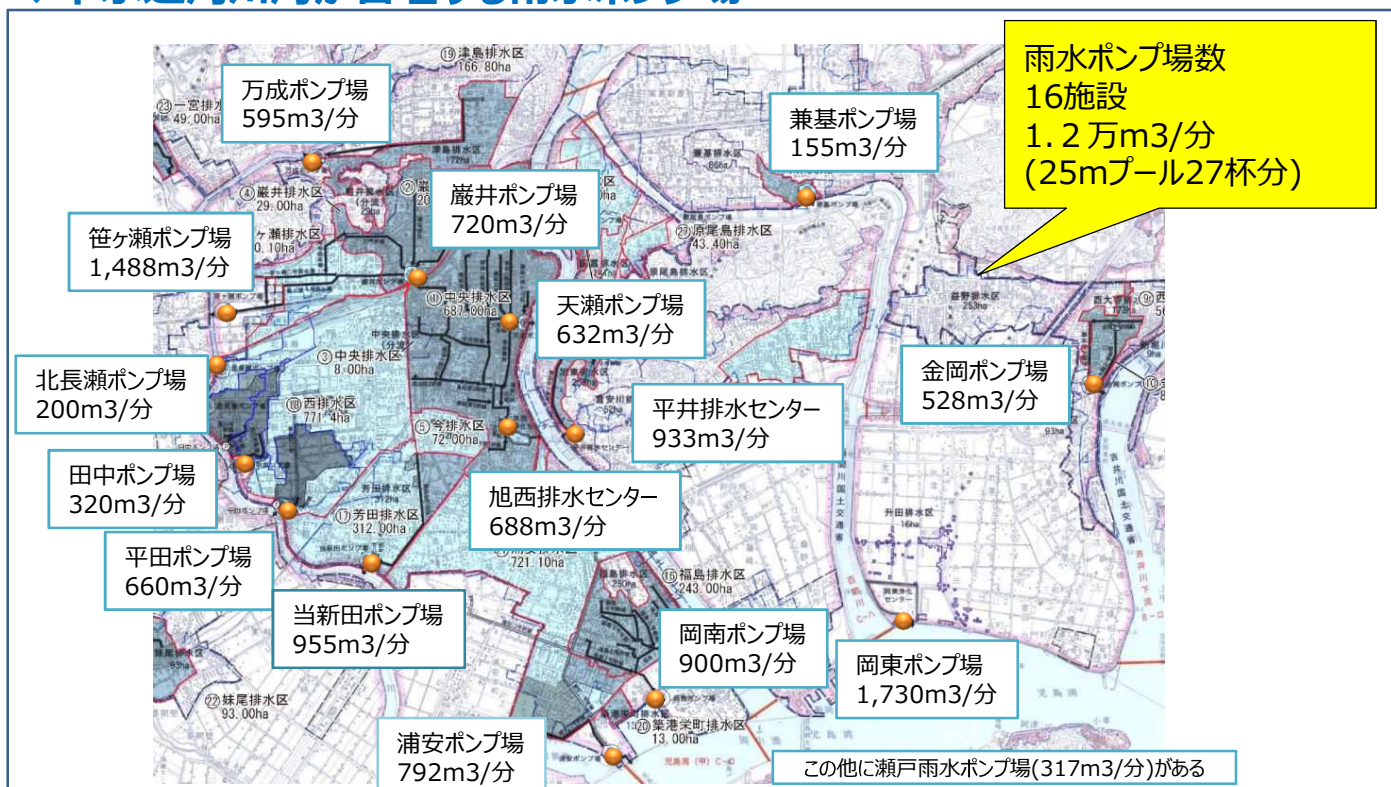


天瀬ポンプ場(昭和29年供用開始)



旭西排水センターNo.4ディーゼルエンジン

◆下水道河川局が管理する雨水ポンプ場



②雨水ゲート等の点検及び操作訓練

1. 目的

雨水ゲート等の円滑な開閉操作が行えるようにするため、専門業者にて保守点検作業を実施。また、雨水ゲートの操作により、用水路から雨水幹線管きよへ導水し、浸水対策を図るための操作訓練を実施。

2. 実施時期

- 点検作業 5月中旬
- 操作訓練 5月29日（月）～6月2日（金）

3. 主な点検内容

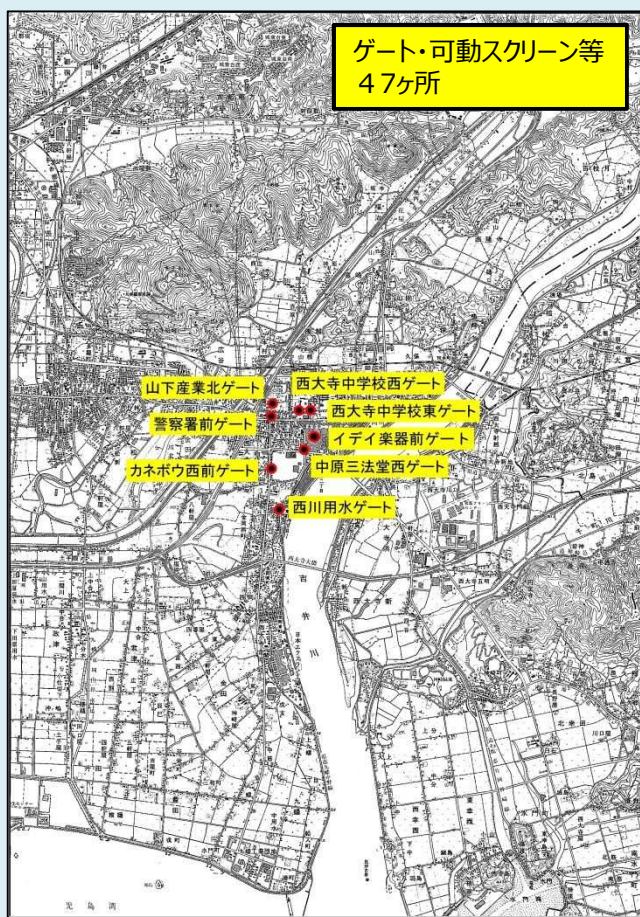


平成28年度 点検実施状況
(津島第5ゲート)



平成28年度 訓練実施状況
(津島第5ゲート)

◆雨水ゲート等位置図



③河川堤防のパトロール

1. 目的

河川堤防のパトロールを実施し、亀裂などの異常がないか確認。

2. 実施時期等

- 時期：5月25日（木）、26日（金）
- 場所：一級河川永江川（岡山市東区西大寺浜～東区西大寺新）

3. 取材対応

- 日時：5月25日（木）15:00（雨天延期）

4. 主な点検内容

- (1) 徒歩による目視主体の点検を実施
 - ①前回調査時に確認された変状箇所の確認
 - ②新たな変状箇所の確認
- (2) 補修等の措置、検討
- (3) 実施者 下水道河川計画課職員



全景写真



近景写真



一級河川永江川

おかやま全県統合型GIS

④土砂災害危険箇所の点検

1. 目的

土砂災害防止法に基づき、警戒区域を指定した危険箇所の点検。

2. 実施時期等

- 時期：6月下旬
- 場所：決定次第お知らせします

3. 取材対応

- 決定次第お知らせします

4. 主な点検内容

(1)土砂災害危険箇所の点検チェック

- ①斜面・山腹の変状
- ②湧水の状況
- ③土砂流出等の状況 等

(2)参加者

- ・岡山県(防災砂防課、備前県民局管理課)
- ・岡山県砂防ボランティア協会
- ・岡山市(下水道河川計画課)



箇所名：櫛津地内（H 26調査）



箇所名：立田地内（H 28調査）

突然襲う土砂災害

みんなで防ごう土砂災害
土砂災害防止月間
6/1→30
がけ崩れ防災週間 6/1▶7
 主催：国土交通省・都道府県

自らの身を守るためには、
「日頃の備え」と「早めの避難」が大切です

国民の命とくらしを脅かす土砂災害が、
 毎年平均1000件以上発生しています



平成26年8月20日に広島市で発生した土砂災害では74名が犠牲となった。
 ひとつの土砂災害としては昭和58年の島根災害以降最大の人的被害となった。

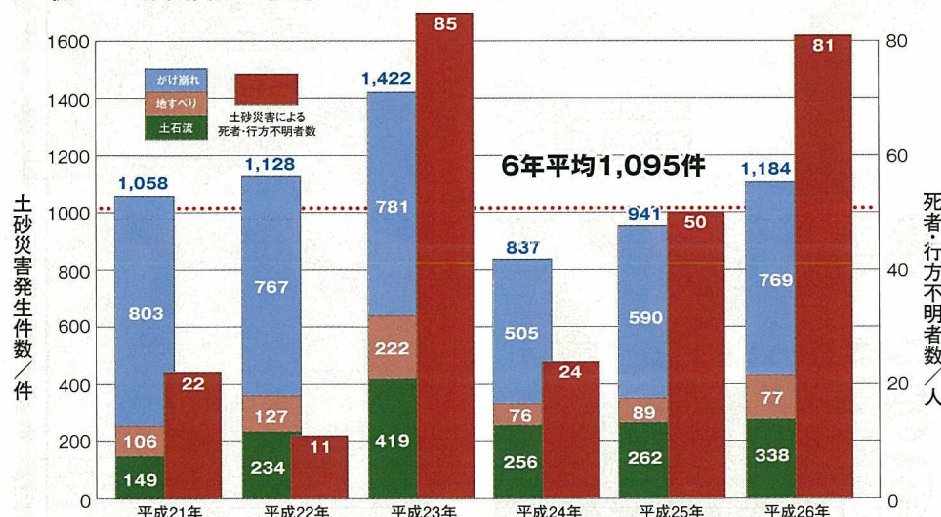


異常な豪雨があいつぎ 大規模な土砂災害が多発

近年は1時間に50ミリを超えるような局地的大雨が増加している傾向にあり、各地で土砂災害による被害が多発しています。

特にここ数年は、昨年の広島土砂災害や、平成25年に伊豆大島を襲った土石流災害のように、一度に多くの命を奪う激甚な土砂災害が毎年発生しています。

■ 最近の土砂災害発生状況 国土交通省砂防部資料をもとに作成



■ 局地的な集中豪雨が増えている



日頃から住んでいる地域の危険度を把握する

がけや溪流の付近など、土砂災害によって生命や身体に危害を生じるおそれがあると認められる場所は、都道府県が土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域に指定しています。土砂災害のハザードマップなどを参照して、お住まいの場所が土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域に当たるかどうか、あらかじめ確認してください※。これらの区域にお住まいの方は土砂災害からの避難が必要です。

※ハザードマップについては自治体にお問い合わせ下さい。土砂災害警戒区域などに関する情報は各都道府県の砂防課や国土交通省砂防部のウェブサイトなどからも確認できます。

雨が降り出したら情報に注意

大雨による土砂災害発生危険度が高まったときには「土砂災害警戒情報」が発表されます。雨が降り出したら、雨雲の動きや土砂災害警戒情報に注意しましょう。

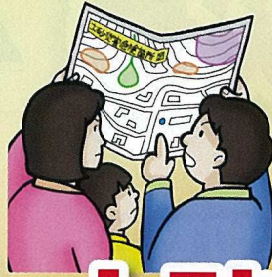
土砂災害警戒情報はTV、ラジオ、インターネットの報道や、気象庁、国土交通省砂防部、各都道府県の砂防課などのウェブサイトを確認できます。

出典：国土交通省砂防部・気象庁ウェブサイトより

豪雨になる前に早めの避難行動を

大雨時には早めの避難

がけ下や溪流沿いなどに住んでいる方は、大雨の際や土砂災害警戒情報が発表された時には、早めに近くの避難所などの安全な場所に避難しましょう。



土砂災害から命を守るために

夜間に大雨が予想されるときは暗くなる前に避難

夜間に大雨が予想される際には、暗くなる前に避難をすることがより安全です。自治体の避難勧告などの情報に注意して早めの避難を心がけましょう。

お年子など災害時要援護者がある場合は、移動時間を考えて早めの行動を心がけましょう。



日頃の備え

早めの避難

どうしても避難が難しいときは

土砂災害の多くは木造一階で被災しています。豪雨などでどうしても避難所への避難が困難なときは、次善の策として、近くの頑丈な建物の二階以上に緊急避難したり、それも難しい場合は家の中でより安全な場所（例えば、がけから離れた部屋や二階など）に避難しましょう。



こうした現象は土砂災害の前兆現象です

こんな現象を見たら…聞いたら…早めに避難しましょう。

キケンな場所には近づかないようにしましょう。

※ここに紹介した現象が、土砂災害発生の前兆現象の全てではなく、また、これらの現象が見られなくても土砂災害が発生する場合があります。

地すべり



土石流



がけ崩れ



⑤浸水対策特別事業の取組み

1. 目的

既存施設を有効活用し、関係部局が連携し、即効性のある効率的、効果的な浸水対策を実施。

2. 事業内容

既存の用排水路やポンプ施設等の各種排水施設を活用した雨水排水施設の整備等
(平成27年度から実施)

3. 事業実績及び予定

2か年実績：116箇所 のべ203ha

事業		H27年度実績	H28年度実績	H29年度実施予定
浚渫事業	実施箇所	21箇所	23箇所	22箇所
通水断面確保による 流下能力の向上	対策面積	7.0ha (19町内会)	54.1ha (25町内会)	66.0ha (11町内会)
用排水路整備事業	実施箇所	6箇所	5箇所	4箇所
断面改修等による 流下能力向上	対策面積	2.5ha (6町内会)	5.0ha (5町内会)	5.7ha (4町内会)
樋門改良事業	実施箇所	4箇所	4箇所	3箇所
電動化等による 作業時間の短縮	対策面積	5.7ha (4町内会)	11.8ha (5町内会)	25.0ha (3町内会)
排水機場整備事業	実施箇所	2箇所	3箇所	4箇所
ポンプ新設・増設等	対策面積	(11.1ha) (2町内会)※	(31.9ha) (3町内会)※	(23.8ha) (3町内会)※
緊急時内水排除 ポンプ配備事業	実施箇所	49箇所×2回	51箇所×3回	51箇所
台風等のポンプ緊急配備	対策面積	58.1ha (11町内会)	58.4ha (11町内会)	58.0ha (11町内会)

※括弧内は整備完了後

4. 主な実施例

・浚渫事業

用排水路に慢性的に堆積した土砂を撤去することにより通水断面が拡大

施工前 1.88m³/秒
(1年確率降雨相当)



施工後 3.30m³/秒
(3年確率降雨相当)



流量比
約175%
に回復

北区久米地内

・用排水路整備事業

用排水路や道路側溝等を改修することにより通水断面が拡大

施工前 0.23m³/秒
(1年確率降雨相当)



施工後 0.68m³/秒
(10年確率降雨相当)

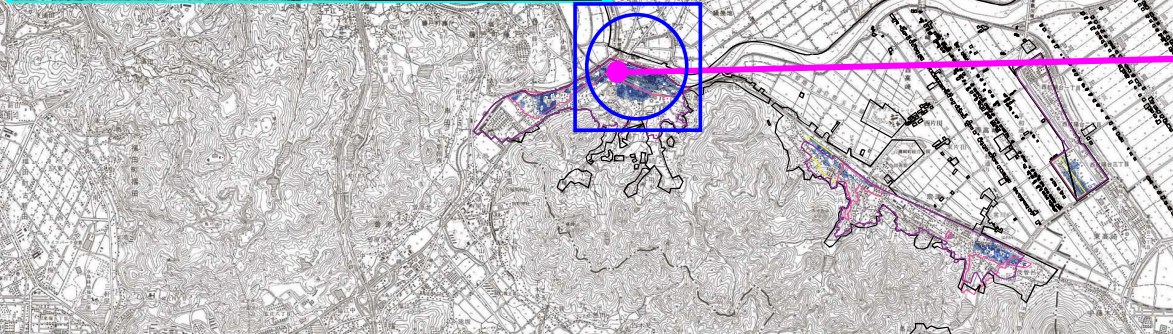


流量比
約293%
に拡大

中区平井地内

浸水対策特別事業 実施位置図

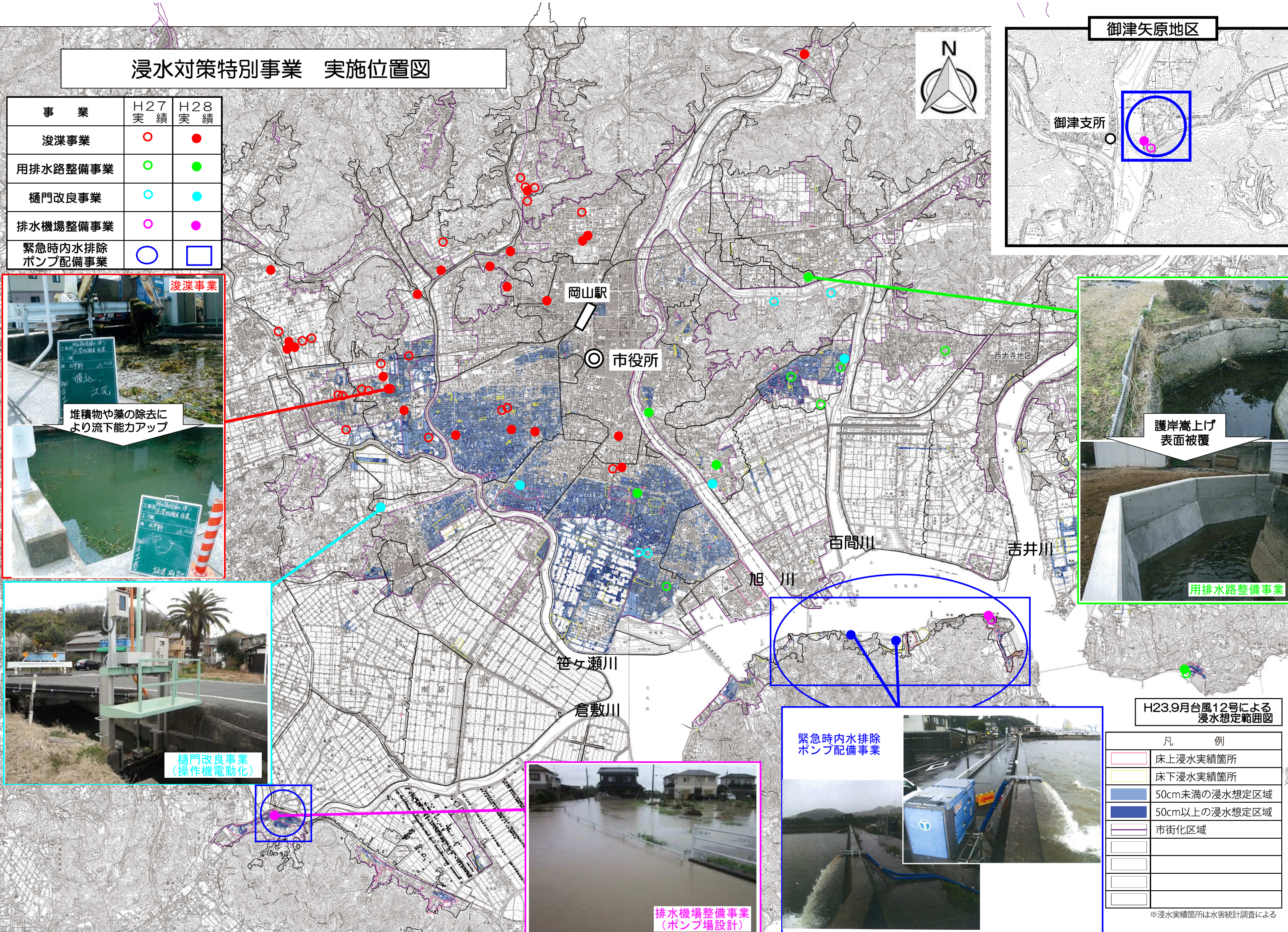
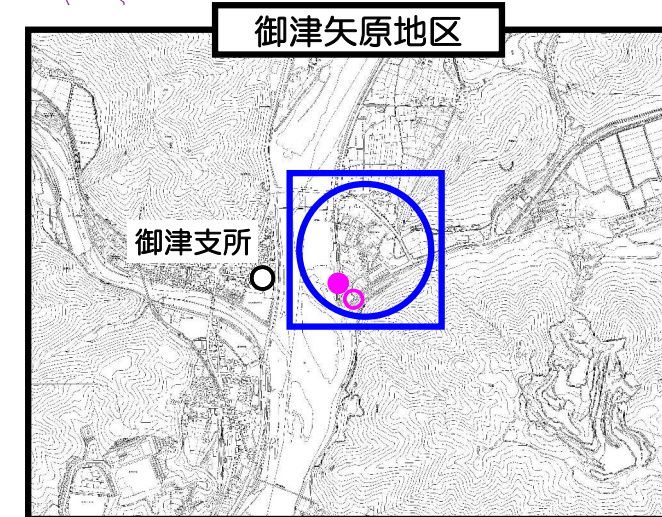
事業	H27実績	H28実績
浚渫事業	○	●
用排水路整備事業	○	●
樋門改良事業	○	●
排水機場整備事業	○	●
緊急時内水排除ポンプ配備事業	○	□



H23.9月台風12号による
浸水想定範囲図

凡 例	
床下浸水実績箇所	
床上浸水実績箇所	
50cm未満の浸水想定区域	
50cm以上の浸水想定区域	
市街化区域	

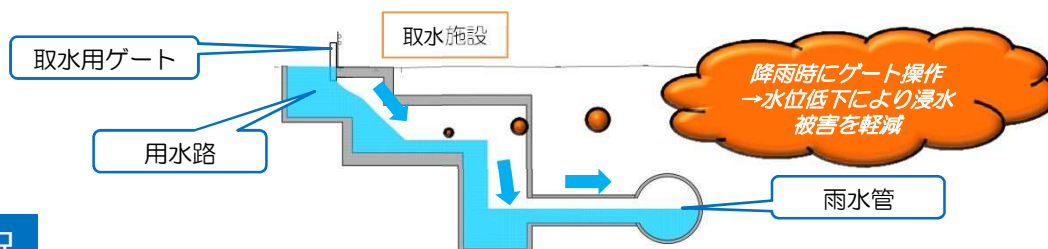
※浸水実績箇所は水害統計調査による



⑥津島地区雨水ゲートの遠隔操作化

1. 目的

集中豪雨やゲリラ豪雨が増加傾向にある中、地元ゲート操作員の高齢化や後継者不足に対応するため、用水路に設置してある雨水取水用ゲートの遠隔操作化を実施。



2. 実施状況

- 平成28年 第2ゲート 完了
- 平成29年 第3, 第5ゲート 完了
- 平成30年 第1, 第4, 第6ゲート 予定 (※)

※平成31年より操作可能

3. 事業効果

雨水取水用ゲート（6箇所）の運転方法を現場操作に加え、下水道河川局での遠隔操作を可能にすることで、迅速な初期対応、及び操作員の負担軽減を図る

4. 主な実施例

津島第1ゲート



監視システム



⑦小学校への雨水貯留タンク設置

1. 目的

「岡山市浸水対策の推進に関する条例」(H29.4施行)に基づき、浸水被害が発生している小学校へ雨水貯留タンクを設置し、併せて出前授業を実施することで小学生への浸水対策に対する意識啓発を図る。

2. 設置場所等

- 時期：小学校の夏休みの期間（8月予定）
- 場所：南輝小学校、芳泉小学校の2校

3. 実施内容

雨水貯留タンク（500リットル）の設置

雨水貯留タンク設置の小学校



※内水ハザードマップ（南区）

雨水貯留タンク（設置例）



今後の設置計画

- ◆ 浸水常襲地区、及び浸水実績のある地区の小学校の中から選定
- ◆ 5年で10校程度の設置を予定

⑧雨水貯留タンク設置助成制度の開始

1. 目的

「岡山市浸水対策の推進に関する条例」に基づき、雨水流出抑制を市民との協働で推進するため、市民設置の雨水貯留タンクへの支援を開始。

2. 実施予定

- 制度開始：平成29年4月1日

3. 事業効果

- 市民への浸水対策の取組みに対する意識啓発
- 雨水貯留タンク設置をすることにより、雨水流出抑制による浸水被害の軽減

4. 主な実施例



ホームセンターでの販売例



設置例（カタログより抜粋）

助成金

製品代（雨水貯留タンク、付属品）の2／3を助成します。

上限額 3万円

※運送代、設置費は助成の対象になりません。

申請の手続き等

- ✓ 申請は、下水道河川局の窓口へお越しいただく必要があります
- ✓ 申請場所は、下水道保全課（市役所分庁舎4階）、北部下水道事務所（御津支所内）、瀬戸下水道事務所（瀬戸支所内）
- ✓ 助成を受けられる対象の方は、岡山市内の土地の所有者及び使用者

助成対象



※雨水貯留タンクとは、住宅などの屋根に降った雨を雨どいから集め、一時的に貯めておくタンクのこと

「岡山市浸水対策の推進に関する条例」の概要

(平成29年4月1日施行)

条例制定の背景

本市南部は、海拔ゼロメートル地帯の低平な岡山平野に位置し、大雨の際には排水が困難な地形のため、過去にたびたび浸水被害に見舞われています。浸水対策としては、河川や下水道の整備などを計画的に進めていますが、近年、全国的にも降雨が局地化、激甚化するなど雨の降り方も変化してきており、市民や事業者などの幅広い主体と連携した浸水対策を進める必要があります。

このため、政令市では初めてとなる総合的な浸水対策を定める「岡山市浸水対策の推進に関する条例」を制定しました。



平成6年7月 岡山市北区錦町地内

条例の目的とポイント

条例の目的

浸水対策の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、浸水対策を推進するための基本となる事項を定めることにより、浸水対策を総合的かつ計画的に推進し、市民のみなさまが安全で安心して暮らすことのできる岡山市を実現することを目的とします。(第1条)

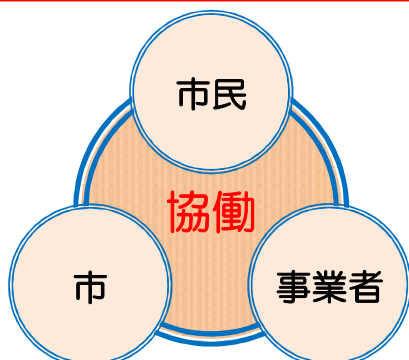
条例のポイント

第1章 総則

(第2条～6条)

基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにして、協働して浸水対策を推進します。

市、市民及び事業者が浸水対策にかかる理念を共有することと併せて、協働して浸水対策に取り組むためにそれぞれの主体が果たすべき役割を明確にしました。



市：浸水対策を推進するとともに、市民・事業者の意識啓発に努める

市民：浸水対策について理解、関心を深め、地域の浸水対策に努める

事業者：地域社会の一員であることを認識し、市・市民とともに浸水対策の推進に努める

第2章 浸水対策の基本的な施策等 (第7条～13条)

基本計画を策定し、浸水対策を総合的かつ計画的に推進します。

浸水対策の方向性を定める基本計画を策定し、河川や下水道の整備、公共施設などへの雨水流出抑制施設の設置、農業用水路等の水位の事前調整、水防体制に関する普及啓発を図るなど、浸水対策を総合的かつ計画的に進めます。

流域全体で取組む浸水対策の方向性を定める



イメージ図

第3章 開発行為等における雨水排水計画の協議等 (第14条～18条)

一定規模以上の開発行為等において、雨水の一時貯留など流出抑制にかかる雨水排水計画の協議を義務化します。

雨水排水計画の協議と、これに基づく対策の実施によって、開発と浸水対策の両立を図ります。

雨水排水計画の事前協議を義務化



岡山市と協議

第4章 市民及び事業者への支援 (第19条)

市民や事業者が行う雨水流出抑制の取り組みへの財政支援等を行います。

市民や事業者が、積極的に浸水対策に取り組めるよう雨水流出抑制施設の設置に対する技術的な助言や財政支援を行います。

個人等が取組む雨水流出抑制対策への支援



第5章 岡山市浸水対策推進協議会 (第20条～第23条)

岡山市浸水対策推進協議会を設置します。

浸水対策を効果的に進めるため、広く有識者等から意見をお聴きするための協議会を設置します。

岡山市浸水対策推進協議会



有識者

関係団体等